

全建事発第 033 号
令和 4 年 6 月 20 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公印省略〕

契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札
及び契約の I T 化の推進について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事の入札及び契約の I T 化の推進等に関しては、情報の効率的な交換や事務の簡素化等が期待されることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。以下「適正化指針」という。）において、公共工事の発注者は必要なシステムの整備等に取り組み、その具体化を推進するものとされています。

また、令和 4 年 3 月には、中央建設業審議会が、契約手続の電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電磁的方法による取扱いを可能とするように公共工事標準請負契約約款を改正し、公共工事の発注者及び建設業者団体に対してその実施を勧告しているところです。

今般、国土交通省直轄工事においては、適正化指針や上記の勧告も踏まえ、令和 4 年 5 月 9 日より契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等の電子化の取組を行っており、各公共発注者に対して別添 1～3 の通り、今般の国土交通省における取組を周知するとともに、引き続き公共工事の入札及び契約の I T 化の推進に取り組むよう通知した旨、本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（添付資料）

- ・国土交通省依頼文（別添 1～3 を含む）

担当：事業部 山中
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
メール：jigyo@zenken-net.or.jp